

告 示

埼玉県告示第四百十九号

平成二十四年埼玉県告示第四百二号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第二の一の表(1)ウ、同別表第三の一の表(5)(エ)、同別表第四の一の表(2)ア、同表(6)ア、同別表第四の二の表(2)ア及び同表(5)イ中「ロオ」を「ロオ」に改める。